

電気使用お申し込み前にご確認ください**「従量電灯 plus」契約をご希望のお客さまへ**

本票に電気需給契約に関する重要事項を記載しております。その他の事項については、特定小売供給約款および要綱の定めるところによります。

特定小売供給約款または要綱の詳細な内容は、当社ホームページでご確認いただけます。

(<https://www.okiden.co.jp/common/clause/>)

ご不明な点がございましたら、当社コールセンターへお問い合わせください。

【留意事項】（特にご注意いただきたい事項）

1. 電気需給契約の内容について、原則として、電子メールの送信等の電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
2. 要綱を変更する場合は変更内容のみを、需給契約を契約期間満了後も同一条件で継続する場合は継続される契約期間のみを、それぞれ原則として、電子メールの送信等の電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

3. 原則、電気ご使用量のお知らせ（検針票）は発行いたしません。電気ご使用量のお知らせおよび請求金額等については、お客さまご自身で当社ホームページ内の「電気ご使用実績照会サービス」または当社会員サイトの「おきでん more-E」にてご確認ください。

＜電気ご使用実績照会サービスのご利用方法について＞

当社にて「電気ご使用実績照会サービス」に登録いたします。ログインに必要な初期パスワードのお知らせハガキを送付いたしますので、当社ホームページから「電気ご使用実績照会サービス」にログインください。

4. 電気ご使用量のお知らせ（検針票）の発行を希望される場合は、書面発行手数料（1 契約種別につき 220 円/月）を料金に加算して請求いたします。
5. 当社の別の契約種別から従量電灯 plus へ変更する場合の適用開始日は、原則、お申込み日直後の検針日※1 となります。なお、別途、電気工事を伴う電気使用申込をされた場合は、同申込における需給開始日といたします。

※1 検針日に変更がある場合、適用開始日もこれに準じます。

6. 従量電灯 plus から当社の別の契約種別に変更した後 1 年に満たない場合は、従量電灯 plus での再契約は行えません。
7. 支払期日をさらに 20 日経過してなお料金※2 のお支払いがない場合は、需給契約を解約※3 することがあります。また、需給契約の解約後、改めて当社と再契約を行う際には、未払料金の全額をお支払いいただく必要があります。

※2 契約変更前の料金も対象になります。

※3 需給契約が解約に至れば、電気の供給が停止されます。

8. この契約種別については、燃料費調整単価上限値の設定はございません。
燃料費調整単価は燃料価格により変動することから、燃料価格が高騰した場合は、「特定小売供給約款」に基づく電気料金メニューより割高になる可能性があります。

【料金単価表】

区 分		単位	料金単価（円）
最低料金	最初の 10kWh まで	1 契約	643.05
電力量料金	10kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	40.20
	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	45.74
	300kWh をこえる部分	〃	47.72

○ 料金等のお知らせを書面により行う場合は、以下の書面発行手数料を料金とあわせて支払っていただきます。

	単価（円/月）
書面発行手数料（1 契約種別につき）	220.00

【電気料金算出方法イメージ】



※燃料費等調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および制度内容の詳細は、当社ホームページ（<https://www.okiden.co.jp/common/adjust2/>）にてご確認ください。

【燃料費等調整額の算定方法について】

燃料費等調整額の算定に用いる燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算定式によって算定されます。

1 キロリットル当たりの 平均燃料価格	燃料費調整単価の算定	燃料費調整
81,500 円を上回る場合	$(\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{0.273 \text{ 円}}{1,000}$	プラス調整を行います
81,500 円の場合	燃料費調整は行いません	
81,500 円を下回る場合	$(81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{0.273 \text{ 円}}{1,000}$	マイナス調整を行います

(注) 1. 平均燃料価格は、原油・LNG・石炭の各平均燃料価格算定期間の貿易統計価格をもとに算出します。
2. 平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの 離島平均燃料価格	離島ユニバーサルサービス 調整単価の算定	離島ユニバーサル サービス調整
119,000 円を上回る場合	$(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{0.026 \text{ 円}}{1,000}$	離島平均燃料価格を 119,000 円としてプラス 調整を行います
79,300 円を上回り 119,000 円以下の場合	$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{0.026 \text{ 円}}{1,000}$	プラス調整を行います
79,300 円の場合	離島ユニバーサルサービス調整は行いません	
79,300 円を下回る場合	$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{0.026 \text{ 円}}{1,000}$	マイナス調整を行います

- (注) 1. 離島平均燃料価格は、原油の各平均燃料価格算定期間の貿易統計価格をもとに算出します。
2. 離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

【電気需給契約に関する重要事項】

1. 供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、要綱を変更することがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、要綱を変更いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

2. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ① 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
 - ② 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ③ 当社は、②により需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱および託送供給等約款等（以下、「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

4. 周波数および供給電圧

- (1) 周波数は供給電圧に関わらず 60 ヘルツといたします。
- (2) 供給電圧は 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。

5. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間帯の使用電力量を差し引いた値といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。

6. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ① 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ② 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) ①または②の場合は、料金を日割計算いたします。

7. 料金の支払義務および支払期日

支払義務は、検針日（需給契約が消滅した場合は、消滅日）に発生いたします。また、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

8. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて①～④の方法により支払っていただきます。＊なお、料金等のお知らせを書面により行う場合は、書面発行手数料（1 契約種別につき：220円/月）を料金とあわせて支払っていただきます。
※①～③でのお支払いを希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ申込をお願いいたします。
 - ① 口座振替によるお支払い
 - ② クレジットカードによるお支払い

- ③ 電磁的方法を用いて通知した支払方法によるお支払い
- ④ 請求書によるお支払い
- (2) 需給開始の日を含む料金について、お客さまが料金を(1)③、④により支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

9. 延滞利息

支払期日を経過して料金をお支払の際は、電気料金から延滞利息として、年 10%の割合（一日につき約 0.03%）を乗じた金額を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

10. 燃料費調整上限値について

当要綱メニューをご契約のお客さまについては、燃料費調整上限値は設定されておりません。

燃料費調整単価は燃料価格により変動することから、燃料価格が高騰した場合は、「特定小売供給約款」に基づく電気料金メニューより割高になる可能性があります。

11. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

12. 損害賠償の免責

- (1) 当社が、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限した場合等で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 特定小売供給約款（以下、「供給約款」といいます。）または要綱に反した場合等によって電気の供給を停止した場合または需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

13. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社（当社が委託した業者含む）は、当社の供給設備または計器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

14. 需給契約の解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

 - ① お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ② お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ③ 供給約款または要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) 供給約款41（供給の停止）(1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまが、供給約款51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

15. 電気供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - ① 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ② 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ③ 供給約款39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ④ お客さまがその他供給約款に反した場合

16. 違約金

- (1) お客さまが供給約款 41（供給の停止）(3) イからへまで該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

17. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) (1)の場合には、当社は、料金の割引等を行いません。

18. 需給契約の変更または廃止

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社までご連絡をお願いいたします。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社までご連絡をお願いいたします。

19. 工事費の負担

- (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない当社の設備を新たに施設するときには、工事費負担金が発生する場合があります。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

20. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物またはお客さまの電気工作物に異状もしくは故障がある場合は、すみやかにその旨を当社へ通知をお願いいたします。当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

お問い合わせ先

沖縄電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0276）

本店所在地：沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

【コールセンター】

電話番号：0120-586-391 IP電話：098-993-7777

お問い合わせ時間：月～金 8：30～17：00

（祝日、振替休日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉を除く）

【ホームページ】

<https://www.okiden.co.jp>



（沖縄電力ホームページ）